

暮らしを守る山村集落環境整備事業

(事業開始年度：令和2年度)

— 県 —

事業の目的・概要	中山間地域の集落を対象に、土砂流出防止施設の整備などの事前防災対策や水源確保対策を実施し、災害から暮らしを守る集落環境を整備することにより、集落機能の保全と定住の促進に資する。		
事業実施主体	市町村		
対象事業等	<ol style="list-style-type: none"> 1 ライフライン（生活道、電気・通信施設等）、水源施設等及び林業用施設（ほだ場、炭釜等）を保全対象とした事前防災に資する施設の整備（土砂流出防止施設、土留工等）及び周辺整備。 （補助基準①～⑥要件の全てに該当する集落であること） 2 水源施設等の整備（治山ダム等を利用した飲料水等の取水施設、ろ過槽、溜枡等の整備、管理道の整備、防災水槽） （補助基準⑤⑥を除く要件の全てに該当する集落であること） 		
補助基準	<ol style="list-style-type: none"> ① 宮崎県中山間地域振興条例に規定する「中山間地域」であること。 ② 全体計画の事業費が概ね2,000万円以内であること。 なお、事業内容は国庫補助事業に該当しない規模の事業を対象とする。 ③ 全体工事は概ね3か年以内で完了すること。 ④ 当該市町村長が維持継続ができると認める集落であること。 ⑤ 当該市町村長が危険地区等であると認める箇所であること。 ⑥ 保全対象となる林業用施設は、2戸以上の共同利用であり、当該市町村長が生業に不可欠と認めるものであること。 ⑦ 水資源確保上重要な地域で、かつ水源地域整備事業（国庫補助）の採択を受けられない地域において、山地の荒廃等により溪流環境が悪化していたり、取水施設等に土砂が流入し、水質が汚濁していること。 ⑧ 集落に係る民有林の森林率が県平均値以上であり、宮崎県水源地域保全条例第9条で知事が指定した水源地域内にあること。 ⑨ 取水施設及びその付帯施設は、水源森林から生活飲料水及び林産物の生産施設に取水している受益戸数が2戸以上10戸未満のものとする。 		
補助率	2/3以内		
県内事例 ※振り替え前事業実績を記載	<ol style="list-style-type: none"> ① 令和2年度 <ul style="list-style-type: none"> ・西米良村（竹原地区）：林道上部の山腹工 ・諸塚村（荒谷地区）：避難路上部の落石防護網 ② 令和3年度 <ul style="list-style-type: none"> ・諸塚村（荒谷地区）：避難路上部の落石防護網 ・諸塚村（立岩地区）：避難路上部の溪流対策（床固工） ・諸塚村（小原井地区）：避難路上部の溪流対策（流路工） ・椎葉村（仲塔地区）：避難路上部の山腹工 ・日之影町（黒仁田地区）：防火水槽の設置 ③ 令和4年度～令和5年度 <ul style="list-style-type: none"> ・日之影町（矢形の的地区、椈木地区）：防火水槽の設置 		
県主管課名	環境森林部 自然環境課 (治山担当)	電話番号	26-7161 内線：2328

みやざきの持続可能な農山村づくり支援事業

(事業開始年度：令和4年度)

— 県 —

事業の目的・概要

中山間地域において暮らしやなりわいの基盤となる集落機能の維持・強化を図るため、農業継続を下支えする組織等の機能強化や農泊ビジネスの再生等による農村RMOの形成を促進する。

事業実施主体

農村地域づくり協議会、市町村、作業受託組織、農泊地域協議会、県等

対象事業等補助率

- 1 農村RMOモデル育成支援事業（定額）
農林地保全や地域資源活用、生活支援等の活動に必要な調査、実証等を支援
- 2 農村RMOステップアップ支援事業
 - ①作業受託組織機能強化事業（2／3以内（県1／3、市町村1／3））
農作業受託及び関連サービスを行う組織の受託規模の拡大に必要な取組を支援
 - ②農泊ビジネス創造事業（定額）
 - ・農泊地域への人流を促進するプロモーションを実施
 - ・他業種と連携した農泊推進の取組を支援
 - ③中山間地域農業推進事業
持続可能な農山村づくりの先進地調査や農泊事業者等向け研修会等を実施

県内事例

<令和5年度実績>
上記1 … 2 地域協議会、農用地保全・地域資源活用・生活支援の調査・実証等
2-①… 4 団体（4市町村）、コンバイン・乾燥機等の導入
2-②… 3 協議会、農泊推進に係るプロモーション・研修等

県主管課名	農政水産部 農政企画課 中山間農業振興室(中山間活性化担当)	電話番号	26-7049 内線：2626
-------	-----------------------------------	------	--------------------

農山漁村振興交付金事業
(中山間地農業推進対策)

(事業開始年度：令和2年度)

— 農林水産省農村振興局地域振興課 —

事業の目的・概 要

中山間地域等において、地域別農業振興計画に基づき、収益力向上や販売力強化等に関する地域の特色をいかした取組、複数の集落の機能を補完する農村 RMO の形成、デジタル技術の導入・定着を推進する取組を支援する。

事業実施主体

都道府県、市町村、地域協議会（市町村が参画）

対象事業等

- 1 中山間地農業ルネッサンス推進事業
 - ①中山間地農業ルネッサンス推進支援
中山間地域等の特色を活かした創意工夫あふれる取組及び地域の所得向上に向けた計画を深化させる取組等
 - ②元気な地域創出モデル支援
農業生産活動を地域活性化につなげる優良事例を創出するための中山間地農業を元気にする新たな取組等
 - ③地域レジリエンス強化支援
中山間地域等と都市的地域（農林統計上の農業地域類型区分）において、自然災害等の不測の事態が生じた際の円滑な避難対応等を実現するための取組等
- 2 農村型地域運営組織形成推進事業
 - ①農村型地域運営組織モデル形成支援
地域協議会等が作成する将来ビジョンに基づく農用地保全、地域資源活用、生活支援にかかる調査、計画作成、実証事業等の取組等
 - ②農村型地域運営組織形成伴走支援
中間支援組織の育成等を通じた都道府県単位における伴走支援体制を構築する取組等

補 助 率

- 1 中山間地農業ルネッサンス推進事業
 - ①中農業ルネッサンス推進支援：定額
 - ②元気な地域創出モデル支援：定額（1,000万円×事業年数）
 - ③地域レジリエンス強化支援：定額（500万円／地区）
- 2 農村型地域運営組織形成推進事業
 - ①農村型地域運営組織モデル形成支援：定額（1,000万円×事業年数）
 - ②農村型地域運営組織形成伴走支援

県 内 事 例

<令和5年度実績>
上記2-①…2地域協議会、農用地保全・地域資源活用・生活支援の調査・実証等

県 主 管 課 名	農政水産部 農政企画課 中山間農業振興室(中山間活性化担当)	電 話 番 号	2 6 - 7 0 4 9 内 線 : 2 6 2 6
-----------	-----------------------------------	---------	--------------------------------

農山漁村振興交付金事業 (農山漁村発イノベーション対策)

(事業開始年度：令和4年度)

－ 農林水産省農村振興局都市交流課ほか －

事業の目的・概要	農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を活用し、新事業や付加価値を創出することによって、農山漁村における所得と雇用機会の確保を図る取組等を支援		
事業実施主体	都道府県、市町村、農林漁業者団体、民間団体等		
対象事業等	<p>1 農山漁村発イノベーション推進事業</p> <p>①地域活性化型 地域活性化に向けた活動計画策定、関係人口創出、地域づくり人材育成、情報発信等を支援</p> <p>②農山漁村発イノベーション創出支援型 地域資源を活用した商品開発、デジタル技術の活用に係る専門人材の派遣・育成等を支援</p> <p>③農泊推進型 農泊の実施体制の整備、観光コンテンツの磨き上げ等の取組を支援</p> <p>④農福連携型 農福連携の普及啓発、障害者等の農林水産業に係る技術の習得、専門人材の育成等を支援</p> <p>2 農山漁村発イノベーション整備事業</p> <p>①定住促進・交流対策型、産業支援型 農産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援</p> <p>②農泊推進型 農泊の推進に必要な古民家等を活用した滞在施設等の整備を支援</p> <p>③農福連携型 農福連携の推進に必要な障害者等が作業に携わる生産施設等の整備を支援</p>		
補助率	<p>1 定額、1/2等（実施事業や実施地域によって交付率が異なる）</p> <p>2 1/2、3/10等（実施事業や実施地域によって交付率が異なる）</p>		
県主管課名	農政水産部 農政企画課 中山間農業振興室(中山間活性化担当) 農政水産部 農業流通ブランド課 (6次産業化推進担当) 農政水産部 農村振興局 担い手農地対策課 (参入支援・人材対策担当)	電話番号	26-7049 内線：2626 26-7847 内線：2622 32-4465 内線：2775

【 農山村 】

**農山漁村振興交付金事業（農山漁村イノベーション対策）
農山漁村イノベーション推進事業（地域活性化型）**

（事業開始年度：令和2年度）

— 農林水産省農村振興局地域振興課 —

事業の目的・概要

農山漁村の自立及び維持発展に向けて、地域住民が生き生きと暮らしていける環境の創出を行うためのきっかけをつくり、農山漁村について広く知ってもらうことを入口に、農的関係人口創出、二拠点居住、移住、定住の実現を図り、農山漁村の活性化を推進します。

事業実施主体

地域協議会（市町村が参画）等

対象事業等

- 1 活動計画策定事業
 - ①アドバイザーを活用したワークショップ等を通じた地域の活動計画の策定
 - ②地域の活動計画に掲げられた取組の体制構築、実証活動等
- 2 農山漁村関わり創出事業
 - ①農山漁村に興味がある多様な人材が関わるができる仕組みを構築する取組等
 - ②農村プロデューサー養成講座の実施
- 3 農山漁村情報発信事業

地域の活性化や所得向上に取り組んでいる優良な事例の横展開や、農業遺産等の歴史的・文化的背景、景観等を含む農業・農村の有する多様な価値について、主に若年層等を対象とした理解醸成等のための情報発信の取組等

補助率

定額

県主管課名	農政水産部 農政企画課 中山間農業振興室(中山間活性化担当)	電話番号	26-7049 内線：2626
-------	-----------------------------------	------	--------------------

【 農山村 】

**農山漁村振興交付金事業（農山漁村発イノベーション対策）
農山漁村発イノベーション推進事業
（農山漁村イノベーション創出支援型）**

（事業開始年度：令和4年度）

－ 農林水産省農村振興局都市交流課ほか －

事業の目的・概 要

農山漁村発イノベーションを推進し、農山漁村における所得と雇用機会の確保を図るため、農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を新分野で活用した商品・サービスの開発やこれらに係る研究開発、デジタル技術の活用に係る専門的な知識を有する人材の派遣・育成等を支援します。

事業実施主体

都道府県、市町村、農林漁業者、民間事業者等

対象事業等

- 1 農山漁村発イノベーション推進支援事業
農山漁村発イノベーションの実施に必要な経営戦略策定、販路開拓、ビジネスアイデアの創出、研究・実証事業等の取組を支援
- 2 農山漁村発イノベーション中央サポート事業
中央サポートセンターにおいて、都道府県サポートセンターと連携し、農山漁村発イノベーションに係る高度な課題を抱える事業者等に対する中央プランナー等の専門家派遣の取組や高度なデジタル技術の活用に係る専門的な知識を有する人材（デジタル人材）の派遣等による支援
- 3 農山漁村発イノベーション都道府県サポート事業
各都道府県のサポートセンターにおける、農山漁村発イノベーションに係る経営改善等の多様な課題を抱える事業者等への専門家派遣やデジタル人材の派遣、地域におけるデジタル人材の育成の取組等による支援

補 助 率

1 / 2、定額等（実施事業や実施地域によって補助率が異なる）

県 主 管 課 名	農政水産部 農業流通ブランド課 （6次産業化推進担当）	電 話 番 号	2 6 - 7 8 4 7 内 線 : 2 6 2 2
-----------	--------------------------------	---------	--------------------------------

【 農山村 】

農山漁村振興交付金事業（農山漁村発イノベーション対策）
農山漁村発イノベーション整備事業
（定住促進・交流対策型及び産業支援型）

（事業開始年度：令和5年度）

－ 農林水産省農村振興局地域振興課 －

事業の目的・概 要

農山漁村の自立及び維持発展に向けて、地域資源を活用しつつ、農山漁村における定住・交流の促進、農林漁業者の所得向上や雇用の増大を図るために必要となる農林水産物加工・販売施設や地域間交流拠点、古民家等を活用した滞在施設、体験施設等の整備を支援します。

事業実施主体

農林漁業者の組織する団体等

対象事業等

- 1 農山漁村発イノベーション整備事業（定住促進・交流対策型）
都道府県や市町村が計画主体となり、農山漁村における定住・交流の促進、農業者の所得向上や雇用の増大等、農山漁村の活性化のために必要となる農産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備
- 2 農山漁村発イノベーション整備事業（産業支援型）
農林漁業者等が多様な事業者とネットワークを構築し、制度資金等の融資又は出資を活用して6次産業化等に取り組む場合に必要となる、農林水産物加工・販売施設等の整備

補 助 率

1／2、3／10等

県 主 管 課 名	農政水産部 農政企画課 中山間農業振興室(中山間活性化担当) 農政水産部 農業流通ブランド課 (6次産業化推進担当)	電 話 番 号	26-7049 内線：2626 26-7847 内線：2622
------------------	---	----------------	--

【 農山村 】

農山漁村振興交付金事業（農山漁村発イノベーション対策）

農山漁村イノベーション推進・整備事業（農泊推進対策）

（事業開始年度：令和5年度）

－ 農林水産省農村振興局都市農村交流課 －

事業の目的・概要

農山漁村の活性化と所得向上を図るため、地域における実施体制の整備や経営の強化、食や景観を活用した観光コンテンツの磨き上げ、国内外へのプロモーション等を支援

事業実施主体

市町村、地域協議会、中核法人等

対象事業等

- 1 農山漁村発イノベーション推進事業
 - ①農泊推進事業

農泊の推進体制整備や地元食材・景観等を活用した観光コンテンツの開発、Wi-Fi等の環境整備、新たな取組に必要な人材確保等を支援

 - ア 農泊地域創出タイプ

農泊に新たに取り組む地域を支援
 - イ 農泊地域経営強化タイプ

過去に農泊推進事業を実施した地域において、単価の引き上げ等の高付加価値化を目指す新たな取組を支援
 - ウ 人材活用事業
 - ②農泊推進事業
- 2 農山漁村発イノベーション整備事業（農泊推進型）
 - ①農泊の推進に必要な古民家等を活用した滞在施設、一棟貸し施設、体験・交流施設等の整備
 - ②農家民泊等における小規模な改修

補助率

- 1 … 定額
- 2-①・②… 1／2等（実施事業等により異なる）

県主管課名	農政水産部 農政企画課 中山間農業振興室(中山間活性化担当)	電話番号	26-7049 内線：2626
-------	-----------------------------------	------	--------------------

鳥獣被害防止総合対策交付金
(宮崎県鳥獣被害防止総合対策交付金関係事業)

(事業開始年度：平成20年度)

－農林水産省農村振興局 鳥獣対策・農村環境課－

事業の目的・概要	野生鳥獣被害の深刻化に対応するため、地域関係者一体の被害対策の取組や施設整備、ジビエ活用の推進、新技術の導入実証等を支援する。		
事業実施主体	地域協議会 等		
対象事業等	1 ハード対策（鳥獣被害防止総合対策整備交付金） 侵入防止柵等の被害防止施設 鳥獣の食肉（ジビエ）等への処理加工施設、焼却施設 2 ソフト対策（鳥獣被害防止総合対策推進交付金） 鳥獣被害対策実施隊、民間団体等による地域ぐるみの被害防止活動、生息環境管理、サル複合対策、他地域人材活用、大規模緩衝帯整備、ICT等新技術実証・活用、ジビエ等利用拡大に向けた地域の取組、捕獲活動経費の直接支援 等		
交付率	1 / 2 以内、定額 (条件不利地域は 55 / 100)		
県主管課名	農政水産部 農政企画課 中山間農業振興室 (農村保全・鳥獣対策担当)	電話番号	26 - 7924 内線：2625・2605

中山間地域等直接支払交付金

(事業開始年度：平成12年度)

— 農林水産省農村振興局農村政策部地域振興課 —

事業の目的・概要	農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め（協定）を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付する。		
事業実施主体	集落協定（対象農用地において農業生産活動等を行う複数の農業者等が締結する協定）等		
対象事業等	<p>1 中山間地域等直接支払交付金 集落で作成した協定書等に基づいて行われる、農地の保全や多面的機能を守る活動等を支援する。 ＜対象活動＞</p> <p>(1) 農業生産活動等を継続するための活動 (耕作放棄の防止、水路・農道等の管理活動等)</p> <p>(2) 多面的機能増進活動(自然生態系の保全、国土保全機能を高める取組等)</p> <p>(3) 農用地の保全のための体制整備活動(集落戦略の作成)</p> <p>(4) 地域農業の維持・発展に資する一定の取組 (棚田地域の振興を図る取組、集落協定の広域化の取組、超急傾斜地の保全活動等)</p> <p>2 市町村推進事業 集落等への説明・指導、確認事務及び支払事務等を支援する。</p>		
補助基準	<p>1 対象地域 特定農山村法など地域振興立法5法の指定地域並びにこれに準ずる地域 棚田地域振興法に基づき指定された指定棚田地域</p> <p>2 対象農用地 (1) 急傾斜農地(田1/20以上、畑等15度以上) (2) 自然条件により小区画・不整形な田 (3) 市町村長が必要と認める緩傾斜農用地等 (4) 都道府県知事が定める特認基準に該当する農用地</p> <p>3 対象者 集落協定又は個別協定に基づき、5年間以上継続して農業生産活動等を行う農業者又は認定農業者等</p>		
補助率	<p>1 中山間地域等直接支払交付金：国1/2，県1/4，市町村1/4（通常） 国1/3，県1/3，市町村1/3（知事特認）</p> <p>2 市町村推進事業：国1/2，市町村1/2</p>		
県内事例	中山間地域等直接支払制度の取組 県内349協定（令和6年度）		
県主管課名	農政水産部 農政企画課 中山間農業振興室 (農村保全・鳥獣対策担当)	電話番号	26-7924 内線：2627

宮崎の農業「強い産地づくり」対策事業

(事業開始年度：平成 17 年度)

— 県 —

事業の目的・概 要

農産物の高付加価値化や産地の収益力向上、生産基盤の強化等を図るため、農業者はもとより関係機関・団体が緊密な連携を図りながら、園芸用ハウスや集出荷貯蔵施設の整備などを総合的に支援する。

事業実施主体

農業団体、市町村、農業者等

対象事業及び補助基準

生産技術の高度化、農産物の集出荷・処理加工体制の合理化等に必要な施設整備やリース方式による農業機械の導入等

1 補助率 1 / 2 以内 等

2 採択要件等

①強い農業づくり総合支援交付金

強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 農産第 2890 号農林水産事務次官依命通知）に定められた事業実施に必要な各種要件等を満たすこと。

②産地生産基盤パワーアップ事業

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和 4 年 12 月 12 日付け 4 農産第 3506 号農林水産事務次官依命通知）に定められた事業実施に必要な各種要件を満たすこと。

県内事例

○輪ギクの更なる産地強化への体制整備(小林市)

○販売額増加に向けた茶産地体制の強化(国富町)

○施設きゅうりの収益力向上に向けた生産施設の整備(綾町)

https://www.maff.go.jp/kyusyu/seisan/sinko/sanntipawa-appu_jirei.html

県主管課名

農政水産部 農産園芸課
(生産振興企画担当、畑作農業担当)

電話番号

2 6 - 7 1 3 7

内線：2 6 9 4 ・ 6 3 5 5

未来へ繋ぐ施設園芸スタイルシフト推進事業

(事業開始年度：令和5年度)

— 県 —

事業の目的・概要

化石燃料や輸入資源に過度に依存しない経営への移行や果樹・花きの生産力強化により、施設園芸における脱炭素の実現や生産量の拡大を図る。

事業実施主体

営農集団、農業協同組合、「みやざき花で彩る未来」推進協議会 等

対象事業等

- 1 生産基盤シフト事業
 - (1) 適正施肥・かん水等のスマート化（補助率：1／2以内）
 - ・自動かん水タイマー、液肥混入機、新防虫ネット、天敵製剤の導入支援
 - ※新防虫ネット：害虫の忌避効果等を有するネットのこと
 - (2) ハウスの長寿命化（補助率：1／3以内）
 - ・ハウスの柱、パイプ、谷部の改修に要する経費への支援
 - ※本人所有のハウスを対象とし、新規就農者又は担い手（農業協同組合等の受け皿組織を含む。）への譲渡は対象としない。
- 2 果樹・花き生産力強化事業
 - (1) 果樹の省力・高品質化に要する経費の支援（補助率：1／3以内）
 - ・簡易選果機、遮光資材、ハンディ型非破壊糖度計等の導入支援
 - (2) 花きの新規品目導入に要する苗代の支援（補助率：1／3以内）
 - ・対象品目：ラナンキュラス、りんどう等
 - ※新規就農又は新たに栽培をはじめる生産者、産地で新たに導入される品目、販売開始から3年未満の品種、「果樹・花き・畜産技術等習得支援体制整備事業」利用者を優先する。

補助基準

一定の要件を満たす営農集団等

補助率

1／2以内又は1／3以内

県主管課名	農政水産部 農産園芸課 (施設園芸担当)	電話番号	26-7137 内線：2703
-------	-------------------------	------	--------------------

土地利用型農業産地再編・強化対策事業

(事業開始年度：令和4年度)

— 県 —

事業の目的・概 要

水田を中心に担い手の減少等による本県農業の生産力低下や産地縮小が懸念されるため、耕種農業の産出額アップに向け、土地利用型経営体の規模拡大を促進することにより、大規模経営体を核とした本県土地利用型農業の産地再編を図る。

事業実施主体

農業再生協議会、県果樹振興協議会、J A花き振興協議会、県花き生産者連合会、県、法人等

対象事業等

- 1 土地利用型農業規模拡大促進事業
 - (1) 規模拡大を目指す経営体への支援体制の構築
土地利用型経営体間ネットワークの設置、規模拡大や収益力向上のモデルとなる取組の支援
 - (2) 県域段階の生産者組織の取組支援
果樹や花きの県段階の生産者組織の取組を支援
 - (3) 県推進費
優良種苗の安定供給体制の整備やスマート農業・耕種版インテグレーション等の情報提供
- 2 大規模経営体育成加速化事業
 - (1) 大規模営農計画の提案
 - (2) スマート農業技術による大規模経営の実践
スマート農業機械等の導入及びレンタルに係る経費の支援

補 助 率

- 1 土地利用型農業規模拡大促進事業
定額
- 2 大規模経営体育成加速化事業
スマート農業機械等の導入の場合 1 / 3 以内
スマート農業機械等のレンタルの場合 1 / 2 以内

県 主 管 課 名	農政水産部 農産園芸課 (水田農業担当)	電 話 番 号	2 6 - 7 1 3 6 内 線 : 2 6 9 5
-----------	-------------------------	---------	--------------------------------

青果物価格安定対策事業

(事業開始年度：昭和48年度)

— 国・県 —

事業の目的・概要	野菜生産農家の経営安定と消費者への野菜供給の安定を図るため、野菜価格の低落時に生産者に価格差補給金を交付するための資金の造成を行う。		
事業実施主体	(独) 農畜産業振興機構、(公社) 宮崎県青果物協会		
対象事業等	<ol style="list-style-type: none"> 1 指定野菜価格安定対策事業 指定野菜の価格が低落した場合の価格差補給事業 2 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業 特定野菜等の価格が低落した場合の価格差補給事業 3 契約野菜安定供給事業 <ul style="list-style-type: none"> ① 定量供給契約における供給量確保に係る補てん ② 市場価格連動契約における価格低落時の補てん ③ 産地における出荷調整等に係る補てん 4 みやざき特産野菜価格安定対策事業 国の制度の要件を満たさない県の認める産地についての価格差補給事業 5 野菜産地経営安定強化支援強化事業 国・県制度に対する補てん率の引き上げ 		
補助基準	各種事業で定める面積及び共同販売量等の条件を満たす産地であること。		
補助率	1の資金造成に係る補助割合	国 60%、県 20%	
	2の	国 1/3、県 1/3 (特定野菜の場合)	
		国 1/2、県 1/4 (指定野菜の場合)	
	3の	国 1/2、県 1/4 (指定野菜の場合)	<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> ※①について、6次産業化法の認定を受け、リレー出荷に取り組む場合、国 1/2、 県 1/10 </div>
		国 1/3、県 1/3 (特定野菜の場合)	
	4の	県 1/3、市町村 1/6 (一般産地)	
		県 1/2、市町村 1/4 (中山間産地)	
	5の	県 1/3、市町村 1/6 もしくは 0	
県内事例	県下全JA		
県主管課名	農政水産部 農産園芸課 (露地園芸担当)	電話番号	26-7137 内線 2707

持続可能な茶生産をめざす産地再生支援事業

(事業開始年度：平成4年度)

— 県 —

事業の目的・概

契約取引や産地一体となった売れる茶産地への転換を行うため、各地域の実情に応じた産地再生ビジョンを策定し、ビジョンの具現化に必要な産地再編や販路拡大等の対策を支援することで、持続可能な茶産地を育成するとともに、茶園の若返りによる優良園地の育成により、農家経営の安定を図る。

事業実施主体

市町村、営農集団、J A、農地所有適格法人 等

対象事業及び補助基準

- ・産地再生ビジョン実現事業

地域の実情に応じた産地再生ビジョンの策定と具現化に必要な取組への支援

1 補助率

定額、1/2、1/3以内

2 補助基準

一定の要件を満たす営農集団等

(支援例)

- ・商品コンサル支援
- ・有機栽培支援
- ・販路拡大支援
- ・茶工場再生支援
- ・高付加価値化支援
- ・茶園再生支援 等

県内事例

- ・都城茶のPR活動(都城市)
- ・茶工場の改修及び設備導入(諸塚村)
- ・乗用型草刈機、クランクカルチ等の導入支援(小林市、高千穂町)
- ・茶園の中切更新(県域)

<p>県主管課名</p>	<p>農政水産部 農産園芸課 (畑作農業担当)</p>	<p>電話番号</p>	<p>26-7137 内線：2697・2698</p>
--------------	---------------------------------	-------------	---------------------------------

サツマイモ基腐病対策強化事業

(事業開始年度：平成5年度)

— 県 —

事業の目的・概要

依然として県内の産地へ大きな被害を与えているサツマイモ基腐病の迅速な防除対策として、かんしょ以外の作物との交換耕作や地域輪作、健全苗の安定生産などを推進することにより、持続的なかんしょ産地づくりを実現する。

事業実施主体

J A、農業法人、営農集団等

対象事業及び補助基準

- ・ 初動対応強化による感染拡大防止対策事業
発病初期における迅速な感染拡大防止対策への支援
- ・ 交換耕作等推進事業
交換耕作や地域輪作などの推進
- ・ 健全苗安定生産推進事業
回復期に至った産地での継続的な苗消毒等の実施

○補助率

- ・ 初動対応強化による感染拡大防止対策事業：1 / 3 以内
- ・ 交換耕作等推進事業：1 / 2 以内、定額
- ・ 健全苗安定生産推進事業：1 / 3 以内

○補助基準

一定の要件を満たす営農集団等

県内事例

- ・ ほ場残渣処理（串間市）
- ・ レーザーレベラーによる排水対策（都城市）
- ・ 額縁明きょ等による表面排水の改善（延岡市）
- ・ ウイルスフリー苗の導入（県域）
- ・ 苗生産における土壌消毒及び薬剤散布等（県域）
- ・ 「べにひなた」の品種特性確認調査（串間市）

<p>県主管課名</p>	<p>農政水産部 農産園芸課 (畑作農業担当)</p>	<p>電話番号</p>	<p>26-7137 内線：2697・6355</p>
--------------	---------------------------------	-------------	---------------------------------

スマート&グリーンで目指す耕種農業産出額UP事業

(事業開始年度：令和6年度)

— 県 —

事業の目的・概 要

品目と対象を絞った緊急対策と、スマート化・グリーン化に対応した産地づくりに取り組むことにより、SSR(施設園芸・水田農業・露地園芸)運動の目標である耕種農業の産出額100億円UP達成を図る。

事業実施主体

営農集団、農業法人、市町村、農業協同組合等

対象事業及び補助基準

生産技術の高度化、農産物の集出荷・処理加工体制の合理化等に必要な施設整備やリース方式による農業機械の導入等

- 1 産出額UP緊急対策事業
 主要品目の産出額増加に直結する施設・機械整備、栽培環境改善を支援
 - ・施設園芸の反収UPにつながるCO₂発生装置や局所施用装置等
 (補助率：1/3以内)
 - ・露地野菜の反収UPにつながる排水性・土壌環境の改善に係る経費
 (補助率：1/2以内)
- 2 スマート&グリーン産地育成事業
 スマート化・グリーン化の視点に立った産地づくりに向けた調査及び実証活動を支援 (補助率：1/2以内)

県内事例

新規事業のため、なし

県主管課名	農政水産部 農産園芸課 (生産振興企画担当)	電話番号	26-7137 内線：2694
-------	---------------------------	------	--------------------

みやぎきの優良種苗供給体制構築事業

(事業開始年度：令和4年度)

— 県 —

事業の目的・概 要

県内の種苗生産関係者の情報共有ネットワーク会議を設立し、産地における種苗生産上の課題解決のための状況分析を行うとともに、省力化のためのスマート機器等を導入することで、産地ニーズに対応できる生産体制を構築し、県内における優良種苗供給体制の確立を目指す。

事業実施主体

営農集団、農業法人、農業団体、県等

対象事業等

- 1 優良種苗供給体制構築事業
種苗の安定供給に向けた体制づくりのため、種苗業者等と情報共有を図ると共に、種苗生産上の課題解決に向けた取組を実施し種苗供給方針を策定
- 2 優良種苗確保産地緊急支援事業
 - (1) 種苗供給の省力化、分業化、低コスト化に向けた機械・設備等の整備
 - (2) 優良品種の導入、種苗増殖等に要する経費

補助基準

営農集団とは、次の要件を備えた農業者の組織とする。

- (1) 代表者の定めがあること。
- (2) 組織の規約及び管理運営の定めがあること。
- (3) 地域計画における目標地図に位置づけられているもの又は位置づけられることが見込まれるもの。
- (4) 構成員が3戸以上であること。

補助率

1については定額
2の(1)の機械等のレンタルに要する経費は1/2以内を補助、導入に要する経費は1/3以内を補助、(2)については定額を補助

県主管課名	農政水産部 農産園芸課 (露地園芸担当)	電話番号	26-7137 内線：2699
-------	-------------------------	------	--------------------

高性能スマート機械導入モデル経営体支援事業

(事業開始年度：令和6年度)

— 県 —

事業の目的・概要

土地利用型経営体や農作業受託組織は、作業の効率化や熟練オペレーターの不足が課題となっており、規模拡大に支障をきたしている。このため、近年、自動化の開発が進んでいる高性能なスマート機械の導入を支援し、更なる作業の効率化と人材確保を進め、地域農業の発展・維持を図る。

事業実施主体

規模拡大を志向する経営体、営農集団、受託組織等

補助対象者

水稻は概ね 20ha 以上、露地野菜は概ね 70ha 以上の土地利用型経営体及び農作業受託組織等

対象事業等

高性能スマート機械導入モデル経営体試験事業

土地利用型経営体や農作業受託組織が、高性能なスマート機械を導入し、作業の効率化や省力化を図り、更なる規模拡大につながる取組を支援

対象機械

自動操舵トラクター、自動田植機、自動収穫機、レーザーレベラー

補助率

1 / 2 以内

県主管課名	農政水産部 農産園芸課 (水田農業担当)	電話番号	26-7136 内線：2695
-------	-------------------------	------	--------------------

魅力あるふるさと環境づくり事業

(事業開始年度：令和6年度)

— 県 —

事業の目的・概要	農業・農村のもつ多面的機能を発揮し地域の活性化を図るため、農村の生活環境の改善や保全に係る整備などを地域のニーズに即して総合的かつ機動的に行うとともにスマート生産基盤の整備を行うことにより、集落の住民が安心して暮らせる集落環境づくりはもとより、農作業の効率化及び省力化を可能とする営農しやすい環境づくりを行い農村の活性化を支援する。 また、降灰や渇水の事象による被害を最小限にするための対策についても支援する。		
事業実施主体	市町村、土地改良区等		
対象事業等	<補助対象事業の内容> 1 農村生活環境対策 (1) 生活基盤の整備 営農飲雑用水、農業集落排水路、農業集落道路の整備 (2) 国土の維持保全（スマート生産基盤の整備） コンクリート畦畔整備、土地改良施設整備補強等 水管理システム等の技術導入支援 (3) 地域活動の支援 地域提案メニュー（特認） 地域のアイデアによる活性化に必要な各種の農村環境整備 2 農村地域防災対策 (1) 農村地域降灰除去対策 集落共同降灰除去活動支援、農道等降灰除去対策 (2) 農業用水緊急渇水対策 干ばつ時の井戸設置やポンプリース等の渇水対策活動支援 (3) 農業用排水施設安全対策 農業用排水施設における安全対策		
補助基準	<事業実施期間> 令和6～令和8年度 <補助対象要件> 1 国庫補助事業の対象要件以下であること。 2 実施地区単位に「魅力ふるさとプラン」を策定すること。 （農村生活環境対策のみ）		
補助率	1 農村生活環境対策 40%以内（五法指定地域で財政力指数が0.5未満の市町村は50%以内） 2 農村地域防災対策 50%以内		
県内事例	・農山村地域の営農飲雑用水の整備 ・中山間地帯の棚田におけるコンクリート畦畔整備		
県主管課名	農政水産部 農村振興局 農村整備課（農地整備担当）	電話番号	26-7168 内線：3754

小水力発電等農村地域導入支援事業

(事業開始年度：平成24年度)

— 県 —

事業の目的・概要	農業用水を利用した小水力発電等は、有効な自然エネルギーとして活用への期待が高まっており、民間企業、大学、NPO、企業局等のノウハウの導入や連携を図りつつ、農村地域の再生可能エネルギー利用促進に向けた支援を行う。		
事業実施主体	市町村・土地改良区等		
対象事業等	<補助対象事業の内容> 売電で得た利益で用水路の管理はもとより、集落内整備や文化保存活動に利用するなど、地域活性化を図るため、農業用施設を利用した小水力発電等の導入のための調査費及び施設整備費等を補助 1 導入支援 (1) 導入可能性調査支援 (2) 概略設計支援 (3) 基本設計支援 (4) 協議・手続支援 (5) エコビレッジ構想作成支援 2 施設整備		
補助基準	<補助対象要件> 1 国庫補助事業の対象要件以下であること。 2 施設整備にあたってはエコビレッジ構想を策定すること。		
補助率	1 一般地域 50%以内 2 5法地域 55%以内		
県内事例	えびの市 田代陣の池ホテル谷小水力発電所 (最大出力 13.9kW) 日之影町 下小原発電所 (最大出力 5kW) 大日止昂小水力発電所 (最大出力 49.9kW) 等		
県主管課名	農政水産部 農村振興局 農村整備課(土地改良施設保全担当)	電話番号	26-7143 内線：2739

中山間地域総合整備事業

(事業開始年度：平成2年度)

— 農林水産省農村振興局整備部地域整備課 —

事業の目的・概要	<p>中山間地域においては、その立地条件の不利性から農業生産基盤や農村生活環境基盤の整備が遅れ、担い手の減少、高齢化や過疎化の進行などにより農業や農村の活性化が失われつつある。</p> <p>このような実情を踏まえ、それぞれの立地条件に即した農業の展開や、農業を中心とした地域の活性化を図るために、農業生産基盤及び農村生活環境基盤の整備を総合的に行う。</p>		
事業実施主体	<p>県、市町村</p>		
対象事業等	<p>1 中山間地域総合整備事業（交付金事業）</p> <p>(1) 農業生産基盤整備事業 ①農業用排水施設 ②農道 ③ほ場整備 ④農用地開発 ⑤農地防災 ⑥客土 ⑦暗きょ排水 ⑧農用地の改良・保全</p> <p>(2) 農村生活環境整備事業 ①農業集落道 ②営農飲雑用水施設 ③農業集落排水施設 ④農業集落防災安全施設 ⑤用地整備 ⑥活性化施設 ⑦集落環境管理施設 ⑧交流施設基盤 ⑨情報基盤施設 ⑩市民農園等 ⑪生態系保全施設等 ⑫地域資源利活用施設 ⑬施設補強整備 ⑭施設環境整備 ⑮歴史的土壌改良施設保全 ⑯施設集約 ⑰交換分合 ⑱集落土地基盤整備</p> <p>(3) 保全管理等事業 ①高付加価値農業基盤整備 ②附帯事業 ③用地整備 ④市民農園等 ⑤生態系保全施設 ⑥遊水池 ⑦土壌改良施設の撤去及び跡地整備</p> <p>(4) 特認事業</p> <p>2 中山間地域農業農村総合整備事業（補助事業）</p> <p>(1) 農業生産基盤整備事業 ①農業用排水施設 ②農道 ③ほ場整備 ④農用地開発 ⑤農地防災 ⑥客土 ⑦暗きょ排水 ⑧農用地の改良・保全 ⑨土地基盤の再編・秩序化</p> <p>(2) 農村振興環境整備事業 ①農業集落道 ②営農飲雑用水施設 ③農業集落防災安全施設 ④用地整備 ⑤生産・販売・交流・農泊等施設 ⑥情報基盤施設 ⑦農業施設新設・移設・補強・集約・環境整備 ⑧農村資源利活用推進施設 ⑨交換分合</p>		
補助基準	<p><事業対象地域の要件></p> <p>1 過疎、振興山村、特定農山村、半島、離島、指定棚田地域などの指定を受けた地域又はそれに準ずる地域（地方農政局長の特認地域）</p> <p>2 林野率50%以上かつ主傾斜がおおむね1/100以上の農用地面積が、当該地域の農用地の50%以上を占める地域であること。</p> <p>農業生産基盤整備事業に係る受益面積の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県営事業 60ha以上（ただし、生産基盤型は20ha以上） ・団体営事業 20ha以上（ただし、生産基盤型は10ha以上） <p>ただし、林野率75%以上、かつ主傾斜が概ね1/20以上の農用地面積が当該地域の全農用地面積の50%を占める地域は、県営20ha以上、団体営10ha以上</p> <p>（※補助事業で実施する場合は、県営事業、団体営事業ともに10ha以上。ただし、生産・販売施設等と一体で実施する場合は5ha以上。）</p>		
補助率	<p><県 営> 国 5.5/10 県 3.0～3.2/10</p> <p><団体営> 国 5.5/10 県 2.0～1.7/10</p>		
県内事例	<p>高千穂町ほか</p>		
県主管課名	農政水産部 農村振興局 農村整備課（土地改良施設保全担当）	電話番号	26-7143 内線：2739

多面的機能支払交付金

(事業開始年度：平成26年度)

— 農林水産省農村振興局整備部農地資源課 —

事業の目的・概要	農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域活動や営農の継続等に対して支援を行い、多面的機能が今後とも適切に維持・発揮されるようにするとともに、担い手農家の育成等構造改革を後押しする。		
事業実施主体	活動組織（農業者のみ、または地域住民等を含めた組織で農地、水路、農道等の地域資源の基礎的保全活動や質的向上を図る活動を行う組織）		
対象事業等	<p>1 多面的機能支払交付金</p> <p>(1) 農地維持支払 農業者のみ、または地域住民等も含めた組織が取り組む地域資源の基礎的保全活動（農地法面の草刈り、水路の土砂上げ、農道の路面維持等の活動）を支援。</p> <p>(2) 資源向上支払（共同活動） 地域住民等を含めた組織が取り組む、地域資源の質的向上を図る共同活動（水路、農道等の軽微な補修や植栽による景観形成等の農村環境の良好な保全活動）を支援。</p> <p>(3) 資源向上支払（施設の長寿命化のための活動） 農地維持支払と同様の組織等が取り組む、農地周りの農業用排水路、農道などの施設の長寿命化のための補修・更新等の活動を支援。</p> <p>2 市町村等推進交付金 集落等への説明、指導、確認事務並びに支払事務など。</p>		
補助基準	<p>1 対象農用地</p> <p>(1) 農地維持支払 ① 農振農用地区域内の農用地 ② 市町村が多面的機能の発揮の観点から必要と認める農用地</p> <p>(2) 資源向上支払（共同活動） ① 農振農用地区域内の農用地 ② 市町村が多面的機能の発揮の観点から必要と認める農用地</p> <p>(3) 資源向上支払（施設の長寿命化のための活動） ① 農振農用地区域内の農用地 ② 市町村が多面的機能の発揮の観点から必要と認める農用地</p>		
補助率	<p>1 多面的機能支払交付金： 国：1/2、県：1/4、市町村：1/4</p> <p>2 市町村等推進交付金： 国：定額</p>		
県内事例	多面的機能支払交付金制度の取組 県内428組織（令和5年度）		
県主管課名	農政水産部 農村振興局 農村整備課（土地改良施設保全担当）	電話番号	26-7143 内線：2740

農業集落排水事業（構想策定）

（事業開始年度：平成22年度）

— 農林水産省九州農政局農村振興部地域整備課 —

事業の目的・概要

農業集落排水施設は、今後多くの施設が供用年数の長期化を迎えることから、適時・適切な修繕と更新により施設の長寿命化を図っていくことが求められる。
そのため、既存施設の機能低下等の的確な状況把握や機能診断を通じて、施設の有効活用と長寿命化を図るための構想策定を行う。

事業実施主体

市町村

対象事業等

<補助対象事業の内容>
農業集落排水施設に係る施設機能診断
地域の全施設を対象にした農業集落排水施設整備構想策定

補助基準

<採択要件>
1 市町村内に整備された農業集落排水施設が対象

補助率

国 10 / 10

県内事例

宮崎市ほか

県主管課名	農政水産部 農村振興局 農村整備課（土地改良施設保全担当）	電話番号	26-7143 内線：2739
-------	----------------------------------	------	--------------------

農業集落排水事業（施設整備）

（事業開始年度：平成14年度）

－ 農林水産省九州農政局農村振興部地域整備課 －

事業の目的・概要	農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持又は農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落におけるし尿・生活雑排水等の汚水・汚泥の処理並びにそれらの循環利用を目的とした施設を整備し、もって生産性の高い農業の実現と活力ある農村社会の形成に資するものである。		
事業実施主体	都道府県、市町村、土地改良区等		
対象事業等	<補助対象事業の内容> 汚水又は雨水を処理する施設並びにこれらに付帯する施設の整備又は改築。		
補助基準	<採択要件> 1 農業振興の整備に関する法律に基づく農業振興地域（これと一体的に整備することを相当とする区域を含む）内の農業集落 2 受益戸数がおおむね20戸以上 3 原則として処理対象人口おおむね1,000人程度に相当する規模以下を対象。ただし原則によりがたい場合は、関係市町村及び都道府県の農林担当部局と下水道担当部局との間で所要の協議調整を行う。 ただし、重金属等の有害物質を含む工業排水等は対象外とする。 4 改築の場合は、「最適整備構想」が策定されており、当該改築に要す費用が200万円以上で供用開始後7年以上経過、又は人口の著しい増加、水質基準の変化等認められること。		
補助率	国	5 / 10	
	県交付金	過疎・振興山村・特定農山村地域 一般地域	補助対象事業の1 / 10 補助対象事業の0.75 / 10
県内事例	宮崎市ほか		
県主管課名	農政水産部 農村振興局 農村整備課（土地改良施設保全担当）	電話番号	26-7143 内線：2739

農村整備事業

(事業開始年度：令和3年度)

－ 農林水産省九州農政局農村振興部地域整備課 －

<p>事業の目的・概要</p>	<p>農村インフラ施設の状況や地域における役割を点検し、施設の再編・集約、優先順位を付けた計画的な保全対策、地震、浸水、停電等の災害対策等の強靱化及び維持管理の効率化及び農業生産性の向上等のための高度化を実施することにより、農村に安心して住み続けられる条件を整備し、農村の持続性の向上を図る。</p>
<p>事業実施主体</p>	<p>都道府県、市町村、土地改良区等</p>
<p>対象事業等</p>	<p>< 補助対象事業の内容 ></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 農業集落排水施設整備事業 農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持又は農村生活環境の改善を図り、あわせて公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水又は雨水を処理する施設、汚泥、処理水又は雨水の循環利用を目的とした施設等の整備等を行う 2 農道・集落道整備事業 農業生産性の向上と農産物流通の合理化を図るための農道又は農道等を補完し、主として農業機械の運行等の農業生産活動、農産物の運搬等に供する集落道の整備等を行う 3 営農飲雑用水施設整備事業 家畜の飼育、園芸作物等の栽培（かんがいを除く。）、農産物の洗浄等を主体とする営農飲雑用水施設の整備等を行う 4 地域資源利活用施設整備事業 農村地域における地域資源を利活用して農業生産の補完等を行うための施設の整備等を行う 5 集落防災安全施設整備事業 農業集落の防災と安全を図るために必要な施設等の整備等を行う 6 計画策定等事業 農村インフラ整備計画で示した検討方針及び整備方針に基づき、点検・診断、調査、施設の再編・集約、維持管理の効率化等の検討及び計画の策定を行う
<p>補助基準</p>	<p>< 補助対象要件 ></p> <p>【農業集落排水施設整備事業】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 共通要件 <ol style="list-style-type: none"> (1) 受益戸数がおおむね20戸以上。ただし、末端受益は2戸以上。 (2) 当該改築に要する費用の額が200万円以上かつ、次のいずれかに該当すること。 <ol style="list-style-type: none"> ア 維持管理が適切に行われているものであって、原則として供用開始後7年以上経過していること。

- イ 供用開始後に汚水処理の対象人口の著しい増加、処理水の水質基準の強化その他の既設の農業集落排水施設を取り巻く条件又は環境の変化が認められること。
- (3) 農業集落排水施設の整備又は改築にあつては、コスト縮減や経営改善に資するPFI等の民間活用、公営企業会計の適用を検討すること。
- (4) 防災拠点等にマンホールトイレシステムを整備する場合にあつては、1 処理区当たり 1 か所（敷地面積0.3ha以上1 ha未満の防災拠点等については、1 地方公共団体当たり10か所）を上限とする。
- 2 強靱化型
次のいずれかを満たすものであること。
- (1) 定住人口がおおむね500人以上であるもの
- (2) 浸水想定区域（水防法（昭和24年法律第193号）第十四条に規定する洪水浸水想定区域、同法第十四条の二に規定する雨水出水浸水想定区域又は同法第十四条の三に規定する高潮浸水想定区域その他市町村等が策定したハザードマップ内の浸水想定区域をいう。）内にあるもの
- (3) 処理区内に防災拠点等となりうる公共施設等が存在するもの
- (4) 施設の再編・集約を行うもの
- 3 高度化型
維持管理の効率化・適正化に向けた省エネルギー技術導入、管理システム整備、農業集落排水汚泥の循環利用に資する施設の整備等、新技術を導入するものであること。
- 4 調査計画策定
1 から 3 までに定める採択要件を満たす施設を対象としていること。

【農道・集落道整備事業】

- 1 強靱化型
- (1) 個別施設毎の具体の対応方針を定めた「個別施設計画」が策定されており、かつ、以下のいずれかを満たすものであること。
- ア 受益面積がおおむね50ha以上（中山間地域等において行うものにあつては、受益面積がおおむね30ha以上）を有し、かつ、農業上必要な自動車の交通運行に必要な車道幅員がおおむね4 m以上（離島、振興山村、半島振興対策実施地域又は指定棚田地域において行うものにあつては、車道幅員がおおむね3 m以上）であるもの
- イ 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく地域防災計画で避難路等に指定されている道路及び当該道路に接続するなど避難、救護活動等への影響が大きいもの
- ウ 主要道路・鉄道の跨線橋、跨道橋など人命、財産等への影響が大きいもの
- エ 施設の再編・集約を行うもの
- (2) 総事業費がおおむね3,000万円以上（（1）のイ、ウ又はエに該当するものにあつては800万円以上）であること。
- 2 高度化型
- (1) 事業完了時点において、農村インフラ整備計画で定めた農業生産性の向上等に関する目標の達成が確実と見込まれること。
- (2) 総事業費がおおむね3,000万円以上であること。
- 3 調査計画策定
1 又は 2 で定める採択要件を満たす施設を対象としていること。

【営農飲雑用水施設整備事業】

- 1 共通要件
末端受益が2戸以上であること。

2 強靱化型

個別施設毎の具体の対応方針を定めた「個別施設計画」が策定されており、かつ、次のいずれかを満たすものであること。

- (1) 給水戸数がおおむね50戸以上であるもの
- (2) 土砂災害警戒区域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第七条に規定する土砂災害警戒区域をいう。）内にあるもの
- (3) 給水区域内に防災拠点等（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく地域防災計画に位置づけられた施設（敷地面積0.3ha以上の防災拠点又は避難地に限る。）をいう。）となりうる公共施設等が存在するもの
- (4) 施設の再編・集約を行うもの

3 高度化型

次のいずれかを満たすものであること。なお、2の条件を同時に満たす場合においては強靱化型で実施できる対策を併せて実施できるものとする。

- (1) 事業完了時点において、農村インフラ整備計画で定めた農業生産性の向上等に関する目標の達成が確実と見込まれること。
- (2) 維持管理の効率化・適正化に向けた省エネルギー技術導入、管理システム整備等、新技術を導入するものであること。

4 調査計画策定

1から3までで定める採択要件を満たす施設を対象としていること。

【地域資源利活用施設整備事業】

1 次の全てを満たすものであること。

- (1) 停電時の自立運転機能を付与するものであること。なお、自立運転機能を付与する設備の設置は、単独では実施しないものとする。
- (2) 次のいずれかを満たすものであること。
 - ア 電力供給対象施設への電力の直接供給機能を付与するものであること。
 - イ 市町村等との協定締結等により、災害時の非常用電源として地域で活用することが確認されていること。

2 地域資源利活用施設のうち太陽光発電施設については、災害等による停電時においても、電力供給対象施設の操作や点検、監視等が行えるよう、1に掲げる要件に加え、次のいずれかを満たすものとする。

- (1) 停電時にも電力供給対象施設の操作運転が可能となるよう、発電電力を農業水利施設等へ直接供給できる機能を有すること。
- (2) 電力供給対象施設における所要電力を賄うため、発電電力を施設内の電気設備に直接供給できる機能を有すること。

【集落防災安全施設整備事業】

本事業の実施に当たっては、以下の全ての要件を満たすものとする。

- 1 既設の農業集落防災安全施設を対象とすること。
- 2 災害が発生した場合に、家屋や公共施設等に被害が生じるおそれのある施設であること。

【計画策定等事業】

本事業の実施に当たっては、以下の要件によるものとする。

- 1 施設計画策定事業を行う場合にあっては、当該事業費が200万円以上であること。
- 2 機能保全計画策定事業を行う場合にあっては、別紙1から5までにおいて定める採択要件（事業費に関するものを除く。）を満たす施設を対象としていること。

補 助 率

【農業集落排水施設整備事業】

国 5 / 10

県補助金

過疎・振興山村・特定農山村・指定棚田 : 補助対象事業の 1 / 10

一般地域 : 補助対象事業の 0.75 / 10

【営農飲雑用水施設整備事業】

国 過疎・振興山村・特定農山村・指定棚田 : 補助対象事業の 5 / 10

一般地域

: 補助対象事業の 5.5 / 10

県補助金

: 0.75 / 10

【計画策定等事業】

国 10 / 10

【その他の事業】

未定

<p>県 主 管 課 名</p>	<p>農政水産部 農村振興局 農村整備課(土地改良施設保全担当)</p>	<p>電話番号</p>	<p>26-7143 内線: 2745</p>
------------------	--	-------------	-----------------------------

肉用牛経営安定対策補完事業
 (地域における肉用牛生産基盤強化等対策)

(事業開始年度：平成23年度)

— (独) 農畜産業振興機構 —

事業の目的・概要	肉用牛生産が中山間地域の基幹的な農業部門の一つとして、地域経済の活性化に重要な役割を果たしていることを踏まえ、高齢化等に対処する肉用牛ヘルパー組織への支援、地域の特色ある肉用牛振興対策等を実施することにより、多様な肉用牛経営の安定と肉用牛生産の振興を図る。		
事業実施主体	公益社団法人宮崎県畜産協会（農協、肉用牛ヘルパー組織等）		
対象事業等	1 繁殖雌牛の増頭に資する簡易牛舎等の整備 繁殖雌牛の増頭に資する簡易牛舎等の整備・改造に必要な資材等の導入及びリース料軽減に対しての支援。また、子牛の健康維持に資する器具機材の導入・リースに係る費用の支援 2 肉用牛ヘルパー推進 肉用牛ヘルパーの組織化のための協議会の開催、出役調整等の活動に対して支援		
補助率	1 / 2 以内		
県内事例	令和元年度 ヘルパー組織10団体及び簡易牛舎等整備7件 令和2年度 ヘルパー組織9団体及び簡易牛舎等整備7件 令和3年度 ヘルパー組織9団体及び簡易牛舎等整備4件 令和4年度 ヘルパー組織9団体及び簡易牛舎等整備4件 令和5年度 ヘルパー組織9団体及び簡易牛舎等整備1件		
県主管課名	農政水産部 畜産局 畜産振興課 (肉用牛振興担当)	電話番号	26-7138 内線：2714

酪農経営支援総合対策事業のうち 酪農経営安定化支援ヘルパー事業

(事業開始年度：平成28年度)

－ (独) 農畜産業振興機構 －

事業の目的・概要

酪農家に代わり搾乳作業等を行う者（以下「酪農ヘルパー」という。）の人材育成支援、酪農家の傷病時における酪農ヘルパー利用の円滑化、酪農ヘルパーの出役を請け負う事業を実施する酪農ヘルパー利用組合の強化等を総合的に推進し、酪農ヘルパーを活用した生産基盤の強化と酪農経営におけるゆとりの創出を図る。

事業実施主体

都道府県団体（経済連、農協、ヘルパー組合、営農集団等）

対象事業等

- 1 酪農の担い手となる酪農ヘルパー人材育成支援
 - ① 酪農後継者や新規就農を希望する酪農ヘルパー向けの研修、他団体等が実施する研修への参加にかかる経費について支援
 - ② ヘルパー確保のための募集の取組、雇用前研修、実践研修を支援
 - ③ 酪農後継者等の臨時ヘルパーとしての出役を支援
 - ④ 業務に必要な免許取得を支援
 - ⑤ コントラクター等支援組織との連携による臨時ヘルパーの確保のための検討会等に要する経費について支援
 - ⑥ 酪農ヘルパーに関心のある学生を対象としたインターンシップの実施に要する経費について支援
 - ⑦ 内定者を対象とした就業前研修に要する経費について支援
 - ⑧ 特定技能外国人の活用に関する経費
- 2 傷病時の酪農ヘルパー利用の円滑化
互助制度に基づく加入農家への酪農ヘルパー利用料金の負担軽減に関する経費について支援
- 3 酪農ヘルパー利用組合の強化等
 - ① 収益改善のための経営診断、収支改善計画の作成、広域利用調整及びコントラクター等支援組織との統合等を支援
 - ② ヘルパーの傷害補償保険、損害賠償保険の加入促進に関する経費について支援
 - ③ 家畜防疫対策に係る計画策定、防疫機器等の整備を支援
 - ④ 利用実態等調査、優良事例発表会等を実施する際の経費について支援

補助率

(独) 農畜産業振興機構 定額、1/2以内

県内事例

令和4年度
宮崎県経済農業協同組合連合会及び酪農ヘルパー組合5組合

令和5年度
宮崎県経済農業協同組合連合会及び酪農ヘルパー組合5組合

県主管課名	農政水産部 畜産局 畜産振興課 (酪農・中小家畜振興担当)	電話番号	26-7141 内線：2728
-------	-------------------------------------	------	--------------------

みやぎきの畜産経営サポート事業
(畜産ヘルパー組織支援対策事業)

(事業開始年度：令和6年度)

— 県 —

事業の目的・概要

本県の畜産基盤を維持するため、畜産ヘルパー組織を支援することにより、農家の負担軽減や新規就農者の確保を図る。

事業実施主体

ヘルパー組合、市町村、農業協同組合、営農集団 等

対象事業等補助率

- 1 肉用牛定休型ヘルパーの運営支援
 - (1) 創設・要員確保・育成支援
肉用牛定休型ヘルパー組合創設に向けた研修会等の支援
補助率：定額
 - (2) 利用促進支援
定休型ヘルパー組合の利用者がヘルパーを新規利用する際の利用料の助成
補助率：1 / 2 以内
- 2 酪農ヘルパーの運営支援
酪農ヘルパー組合の利用者がヘルパーを新規利用する際の利用料の助成
補助率：1 / 2 以内

県内事例

令和3年度実績：3組織において運営支援を実施
令和4年度実績：4組織において運営支援を実施
令和5年度実績：4組織において運営支援を実施

<p>県主管課名</p>	<p>農政水産部 畜産局 畜産振興課 (肉用牛振興担当)</p>	<p>電話番号</p>	<p>26-7138 内線：2714</p>
--------------	--------------------------------------	-------------	----------------------------

粗飼料自給率 100% 「宮崎アクション」 実践事業

(事業開始年度：令和 6 年度)

— 県 —

事業の目的・概要 G 7 宮崎農業大臣会合で採択された「宮崎アクション」等を踏まえ、粗飼料自給率 100%に向けた取り組みを加速化し、国際情勢の影響を受けにくい持続可能な畜産経営への転換を図る。

事業実施主体 地域コンソーシアム、法人・営農集団等

対象事業等補助率

粗飼料生産・利用加速化事業

- 1 地域コンソーシアム等の機能強化のためのコンサルタント支援
事業実施主体：地域コンソーシアム等
補助率：定額
- 2 粗飼料等の生産・利用拡大のための機械・施設整備支援
事業実施主体：地域コンソーシアム
補助率：1 / 3 以内
- 3 堆肥マッチングサイト整備・普及啓発研修会開催
事業実施主体：県

飼料生産組織人材確保事業
飼料生産組織におけるオペレーター人材ニーズ調査
事業実施主体：県（宮崎県コントラクター等協議会）

中山間地域放牧推進事業
放牧推進に向けた簡易造成等・普及啓発研修会開催支援
事業実施主体：法人、営農集団等
補助率：定額、1 / 3 以内

県 主 管 課 名	農政水産部 畜産局 畜産振興課（畜産経営支援担当）	電話番号	2 6 - 7 1 3 8 内線：2 7 2 2
-----------	------------------------------	------	-----------------------------

みやざき有機農業拡大加速化事業

(事業開始年度：令和5年度)

— 県 —

事業の目的・概要

有機農業技術の普及や有機 J A S 認証面積の拡大を支援し、有機産地づくりを進めるとともに、有機農産物の販路拡大に向けた取組等を推進することにより、有機農業の拡大を加速化する。

事業実施主体

市町村、協議会（農業者、農業法人、営農集団、民間事業者等）

対象事業等

- 1 有機農業技術普及拡大対策
 有機農業の技術普及に向け、補助対象者が生産者等に対し、実施する研修会の開催や現地指導に要する経費
 (1) 栽培技術研修会など生産者の技術・知識向上に向けた支援に必要な経費
 (2) 先進有機農業者による現地指導活動に必要な経費
- 2 有機 J A S 認証拡大対策
 補助対象者が生産者等に対し実施する有機 J A S 転換期間中の掛かり増し経費支援、有機 J A S 認証取得、有機 J A S 適合資材リスト登録支援に必要な経費
 (1) 生産者の有機 J A S 転換期間中（禁止資材の使用を中止した時点から有機農産物の認定を受けるまで）の掛かり増し経費
 (2) 生産者の有機 J A S 認証（有機農産物、有機加工食品の生産工程管理者）取得に要する経費
 (3) 生産者等の有機 J A S 認証（小分け業者）取得に要する経費
 (4) 生産者等の有機 J A S 適合資材リスト登録に要する経費
- 3 有機産地づくり対策
 市町村が生産者等に対し、有機農業の産地づくりに要する経費について補助する場合における当該補助に要する経費
 (1) 周辺ほ場からのドリフト低減活動に要する経費
 (2) 有機の種苗供給体制、生産拡大に向けた資機材整備に要する経費

補助基準

- 1 県内在住または県内に事務所を有すること
- 2 有機 J A S 認証拡大対策のうち、(1) については、転換2年目及び3年目（3年目は多年生作物に限る）を対象とする。
- 3 有機 J A S 認証拡大対策のうち、(2) については、2年目の継続維持審査経費のみを対象とする。ただし、国事業の予算の関係で、初回取得において国事業の募集がなかった者は、初回取得に係る経費を補助対象とする（この場合は、2年目は対象外とする）。
- 4 有機 J A S 認証拡大対策のうち、(3) 及び(4) については、初回取得または初回登録のみを対象とする。

補助率

対象事業等の
 1 の(1)、(2)：定額
 2 (1)：定額（2年目=2万円/10a以内、3年目=1万円/10a以内）
 2 の(2)、(3)、(4)：1/2以内
 3 の(1)、(2)：1/2以内

県主管課名	農政水産部 農業普及技術課 (環境保全担当)	電話番号	26-7134 内線：2781
-------	---------------------------	------	--------------------